

## 28 栄養サポートチーム研修規則

(目的)

第1条 この規則は、日本健康・栄養システム学会（以下「学会」という。）会則（以下「会則」という。）第3条第4号に規定する本学会の事業として行う栄養サポートチーム研修の基本的事項を定める。

(栄養サポートチーム研修の目的)

第2条 栄養サポートチーム研修は、診療報酬栄養サポートチーム加算の施設基準である専従者となる看護師、薬剤師、管理栄養士等を育成することを目的としており、臨床栄養師研修の一環に位置づけて行うものである。

(栄養サポートチーム研修の内容)

第3条 栄養サポートチーム研修の講座（30時間）と臨床研修（10時間）の内容は次のとおりとする。

- ①栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
- ②栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
- ③経静脈栄養剤の側管投与方法・薬剤配合変化の指摘
- ④経静脈輸液適正調剤法の取得
- ⑤経静脈栄養のプランニング・モニタリング
- ⑥経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
- ⑦経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
- ⑧簡易懸濁法の実施と有用性の理解
- ⑨栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
- ⑩栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
- ⑪栄養管理についての患者・家族への説明・指導
- ⑫在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

(栄養サポートチーム研修の科目)

第4条 第3条1項から12項までの内容を含む講座科目（30時間）は、次の科目とする。

- ①倫理とチーム活動
- ②科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント活動
- ③栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ④特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑤経腸・静脈栄養法
- ⑥退院（所）計画・指導
- ⑦在宅栄養ケア・マネジメント

- 2 第1項第1号から第7号の科目については、臨床栄養師研修カリキュラム委員会が具体的なカリキュラムを作成する。科目と達成目標、実施、評価指針については、別表1abに示す。
3. 臨床研修（10時間）は、上記第1項3号栄養アセスメント・栄養ケア計画、5号経腸・静脈栄養法、6号退院（所）計画・指導を含むものとする。

（義務）

第5条 栄養サポートチーム研修修了書申請者は、前条に規定する科目等を研修内容とする講座及び臨床研修を予め履修しなければならない。

（臨床研修マニュアル）

第6条 臨床研修は、臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、上記第4条3項を含んで、各研修施設において、監督責任者のもとに実施の可能性、具体的を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会、臨床栄養師施設研修委員会による審査をうけるものとする。

（評価）

- 第7条 講座受講者の評価は、各科目の担当講師が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。
2. 臨床研修履修生（以下「研修生」という）の評価には、監督責任者が当たり、履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「可」「不可」によって判定し、総合判定が「不可」と判定された者は、修了が認められない。

（欠席）

- 第8条 講座欠席者は、研修委員会に届出（任意の用紙）を行い、承認場合されたには、指定課題のレポート提出をもって出席とみなす。
2. 臨床研修欠席者は、研修施設の監督責任者に届出（任意の用紙）を行い、研修期間を延長することができる。

（広 報）

第9条 学会は、第3条に掲げる講座及び臨床栄養師研修施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を広報する。

（臨床栄養師研修施設要件）

第10条 臨床栄養師研修施設は、次の要件を具備しなければならない。

- ①臨床栄養師研修施設の認定を受けている一般病院、療養型病院等であること。
- ②栄養サポートチーム研修の実施を承諾していること。

2 臨床栄養師研修施設は、臨床研修施設要件を満たさなくなった場合においては、認定の継続が認められないものとする。また臨床栄養師研修施設認定取り消し届け（様式第（臨）-11号）を学会に提出する。

- 3 臨床栄養師研修施設は、前項の臨床研修施設要件に変更があった場合においては、すみやかに研修施設認定変更届け（様式第（臨）－17号）を学会に提出する。
- 4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合においては、速やかに提出しなければならない。

（臨床栄養師研修施設認定）

第11条 臨床栄養師研修施設として認定の場合に、認定証を交付する。

（受託研修）

- 第12条 講座及び臨床栄養師研修施設は臨床研修を誠実に実行し、学会が示したレベルを下回らないようにしなければならない。
- 2 前項の臨床研修を実施するため、講座及び臨床栄養師研修施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等を整備しなければならない。
  - 3 臨床栄養師研修委員会は、講座及び臨床栄養師研修施設の臨床研修が実行され、レベルを下回っていないことを1年毎に確認しなければならない。

（学会書類等）

- 第13条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等により必要な措置を講じなければならない。
- 2 学会は、すべての研修生の履修結果を、講座及び臨床研修実施報告書（履修・修了者名簿）（様式第（臨）－10号）に記載する。
  - 3 前項の結果は、臨床栄養師研修委員会及び理事会に報告する。

（履修通算）

第14条 栄養サポートチーム臨床研修の履修について、講座及び臨床栄養師研修施設相互の履修通算を認めない。

（履修期間）

第15条 講座及び臨床研修履修は最長を3年間とし1年経過後は1年毎に臨床栄養師研修委員会に延長の届出（任意用紙）を行い、臨床栄養師研修委員会の承認をえなければならない。

（臨床研修のマッチングシステム）

- 第16条 臨床栄養師臨床研修における臨床研修希望者の研修施設選定を支援するために、学会は、臨床栄養師研修施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報提供システムを整備するものとする。
- 2 学会は、臨床栄養師マッチング支援事業の実施要綱を別途定める。

（書類様式）

第17条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則を別に定

める。

(修了審査会)

第 18 条 臨床栄養師研修委員会は、栄養サポートチーム研修修了のための条件の検討及び修了の判定を行なう。

(栄養サポートチーム研修修了証)

第 19 条 理事長は修了の判定を受けた者には修了書を発行する。

(栄養サポートチーム研修委員会等)

第 20 条 栄養サポートチーム研修に係る事業を円滑に推進するために、栄養サポート研修委員会を設ける。

(中断・延期)

第 21 条 臨床研修施設決定後において臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、栄養サポートチーム研修延期申請書 第(臨) -13号を提出する。延期期間は、3年間有効とする。

(名簿への記載・登録)

第 22 条 栄養サポートチーム研修修了者は名簿に以下の事項を記載し登録される。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③履修期間
- ④修了証書番号
- ⑤勤務先・所属及び住所
- ⑥自宅住所
- ⑦連絡先電話・FAX・メール

(費用等)

第 23 条 研修、修了証発行、登録にかかる費用等については臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

- 1 この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 27 年 3 月に改定され、平成 27 年 4 月より施行する。
3. この細則は、令和 2 年 3 月に改定され、令和 2 年 4 月より施行する。